

令和 3 年度

財政援助団体等監査報告書

長野市監査委員

3 監査第 149号
令和 4 年 3 月 28 日

長野市長
荻原健司様

長野市監査委員	西島勉
同	榑原剛
同	近藤満里
同	宮崎治夫

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する、令和 3 年度財政援助団体等監査（財政援助団体及び出資団体監査）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出します。

一般財団法人長野市勤労者共済会

第1 監査の対象

財政援助団体・出資団体
所管部局

一般財団法人長野市勤労者共済会
商工観光部商工労働課

第2 監査の期間

令和3年6月8日から令和4年3月18日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度（令和3年度は5月まで）に執行された出納その他の事務のうち、主に令和2年度の出納関係書類等を調査し、一般財団法人長野市勤労者共済会（以下、「共済会」という。）及び商工労働課双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。監査に当たっては、次のとおり着眼点を定めて実施した。

団体関係	所管部局関係
<p>(財政援助団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。2 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。4 出納関係帳簿票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。5 補助金に係る収支の会計経理は適正か。6 会計処理上の責任体制は確立されているか。7 精算報告は適正に行われているか。また精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 <p>(出資団体監査)</p>	<p>(財政援助団体監査)</p> <ol style="list-style-type: none">1 補助金の決定は法令等に適合しているか。2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。3 補助金に関する条件の内容は明確か。4 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。5 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。6 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。7 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 <p>(出資団体監査)</p>

<p>1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。</p> <p>2 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>3 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>4 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</p> <p>5 経営成績及び財政状況は良好か。</p> <p>6 収益率、財政比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>7 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>8 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>9 資金の運用は適切か。また、経費削減は図られているか。</p> <p>（その他） 出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制（内部統制）が確立されているか。</p>	<p>1 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p>
--	--

第4 監査対象団体の概要

1 設立年月日

昭和49年5月15日

(平成3年4月1日財団法人設立、平成24年4月1日一般財団法人へ移行)

2 設立の目的

長野市内の中小企業勤労者及び市民に対し、総合的な福祉事業を行い、勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定款第3条)

3 実施事業

- (1) 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- (2) 中小企業勤労者等の老後生活安定に係る事業
- (3) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (4) 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- (5) 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4 組織及び職員数 (令和3年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 評議員 8名

(3) 役員 10名

評議員	役員				
	理事長	専務理事	常務理事	理事	監事
8名	1名	1名	1名	5名	2名
	副市長	商工観光部長	事務局長兼務		

(4) 職員 7名

職員		
事務局長	事務局次長	書記
1名	1名	5名
常務理事、元市職員	元市職員	うち2名再雇用職員

5 長野市との関係

(1) 出捐金

令和3年3月31日現在、特定資産の運営積立預金50,000,000円のうち、長野市の出捐金は24,000,000円（48.0パーセント）である。

(2) 補助金

共済会の管理運営に要する経費に対する長野市補助金として毎年度20,000,000円が交付されている。

(3) 役員及び事務局職員等

令和3年4月1日現在、顧問として市長、役員のうち理事長は副市長、専務理事は商工観光部長、常務理事は事務局長が就任している。事務局長及び事務局次長は元市職員である。

6 事業内容と会員数の推移

(1) 事業内容

共済会では、中小企業勤労者等の高齢化や雇用などの社会変化に対応して、勤労者等の健康でゆとりある生活の実現を目指し、健康維持事業や余暇活動事業、共済給付金事業など、会員のニーズに応じた総合的な福利厚生事業を推進しており、令和2年度は次の事業を行った。

ア 健康維持増進に係る事業

- (ア) 健康管理、健康維持に関する情報提供
- (イ) 健康講座、スポーツ教室の受講あっせん
- (ウ) 健康教室、スポーツ教室の開催
- (エ) 人間ドック等受診料補助
- (オ) インフルエンザ予防接種補助
- (カ) スポーツ施設の利用補助

イ 老後生活の安定に係る事業

- (ア) 中小企業退職金共済制度の情報提供
- (イ) 「良きパートナーを探そう」婚活事業

ウ 自己啓発、余暇活動に係る事業

- (ア) 各種講座、教室の受講あっせん
- (イ) 各種教室の開催
- (ウ) コロナに負けるな！会員事業所・店舗応援キャンペーン
- (エ) プレゼント企画

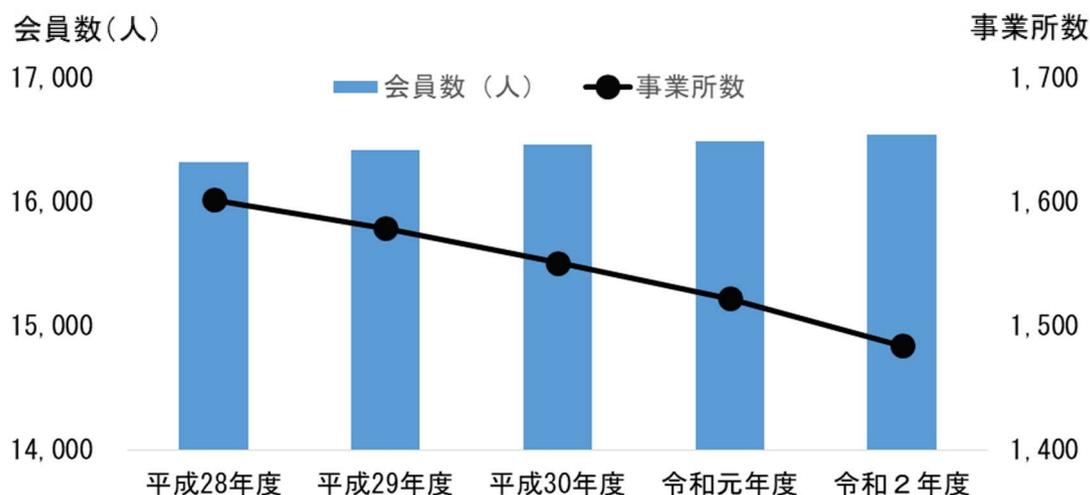
- (オ) レジャー施設の利用補助
- (カ) 保養施設の利用補助
- エ 財産形成に係る事業
 - (ア) 長野県労働金庫融資制度の案内
 - (イ) 長野県労働金庫からの融資について、保証料および利子の一部補助
- オ 会報「ユメワーク長野」、ガイドブック発行事業
 - (ア) 会報「ユメワーク長野」の発行
 - (イ) ガイドブックの発行
- カ 在職中の生活安定に係る事業
 - (ア) 共済給付事業
 - (イ) 団体生活総合保険等の紹介
 - (ウ) 優待割引指定店の拡大
- キ 会員の加入推進事業

(2) 会員数の推移

令和2年度末の会員数は16,540人、加入事業所は1,484事業所となっている。

これまで、事業所訪問、ダイレクトメールの発送、商工会議所会報への広告掲載等による積極的な会員拡大に努めてきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から事業所訪問は控え、商工会議所会報への広告掲載の外、会報「ユメワーク長野」及びホームページでの会員募集を行った。なお、ここ数年の年度末の会員数等の推移は次表のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	16,321	16,418	16,461	16,486	16,540
事業所数	1,602	1,579	1,551	1,522	1,484



7 収支状況

(1) 過去3年間の収支状況の推移は、次のとおりである。

(単位 円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益計	125,944,033	123,561,895	121,358,238
経常費用計	124,263,138	122,687,043	121,174,444

(2) 過去3年間の歳入内訳の推移は、次のとおりである。

(単位 円・%)

年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	構成比率
長野市補助金	20,000,000	15.9	20,000,000	16.2	20,000,000	16.5
受取会費	89,461,300	71.0	89,289,950	72.3	89,258,950	73.5
事業収益等	16,482,733	13.1	14,271,945	11.5	12,099,288	10.0
合計	125,944,033	100	123,561,895	100	121,358,238	100

ア 長野市補助金

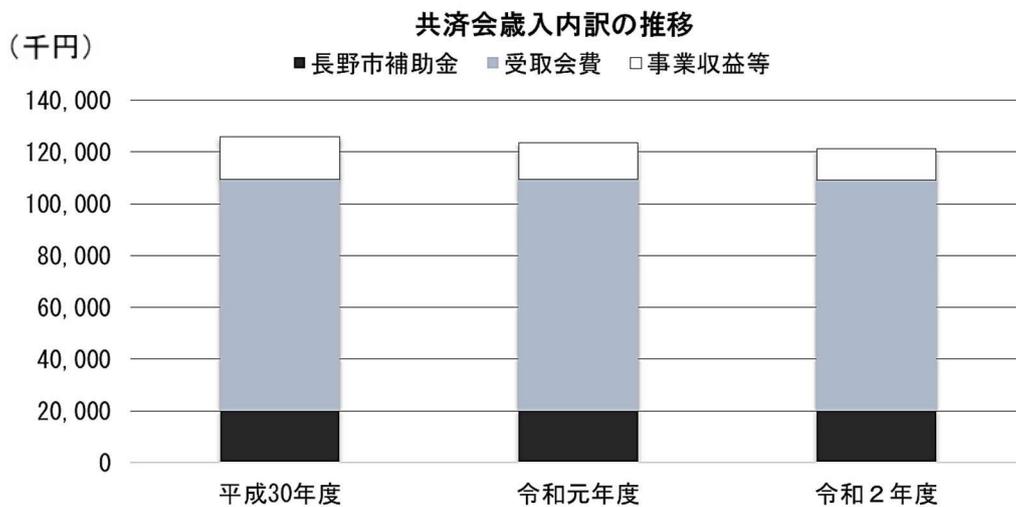
共済会の管理運営に要する経費に対する補助金

イ 受取会費

受取入会金及び受取会費（入会金 200円/名、会費月額 450円/名）

ウ 事業収益等

教室受講者負担金、共済保険金等の事業収益、広告料、労金出資配当金等の雑収益等



8 貸借対照表

各年度末の資産、負債及び正味財産の推移は、次のとおりである。

(単位 円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
I 資産の部			
【流動資産】			
現金預金	52,181,294	52,509,932	52,067,504
仮払金	0	0	280,500
立替金	194,709	190,806	199,567
流動資産合計	52,376,003	52,700,738	52,547,571
【固定資産】			
(特定資産)			
共済給付積立預金	30,000,000	30,000,000	30,000,000
運営積立預金	50,000,000	50,000,000	50,000,000
特定資産合計	80,000,000	80,000,000	80,000,000
(その他の固定資産)			
出資金	1,089,000	1,089,000	1,089,000
その他の固定資産合計	1,089,000	1,089,000	1,089,000
固定資産合計	81,089,000	81,089,000	81,089,000
資産合計	133,465,003	133,789,738	133,636,571
II 負債の部			
【流動負債】			
未払金	1,863,490	1,043,510	1,535,040
預り金	0	569,000	0
社会保険料等預り金	276,767	58,530	90,639
仮受金	650,000	381,000	45,000
賞与引当金	411,400	599,500	643,900
流動負債合計	3,201,657	2,651,540	2,314,579
負債合計	3,201,657	2,651,540	2,314,579
III 正味財産の部			
【指定正味財産】			
指定正味財産合計	0	0	0
【一般正味財産】			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(80,000,000)	(80,000,000)	(80,000,000)
正味財産合計額	130,263,346	131,138,198	131,321,992
負債及び正味財産合計	133,465,003	133,789,738	133,636,571

9 正味財産増減計算書

正味財産の増減の推移は、次のとおりである。

(単位 円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①特定資産運用益	10,420	11,445	5,508
特定資産受取利息	10,420	11,445	5,508
②受取会費	89,461,300	89,289,950	89,258,950
受取入会金	337,000	329,000	280,000
受取会費	89,124,300	88,960,950	88,978,950
③事業収益	10,383,700	10,434,000	7,487,800
健康維持事業収益	545,000	278,500	107,000
余暇活動事業収益	2,171,700	1,192,500	450,800
生活安定事業収益	7,667,000	8,963,000	6,930,000
④預託金収益	15,000	0	0
預託金収益	15,000	0	0
⑤受取補助金等	20,000,000	20,000,000	20,000,000
長野市補助金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
⑥雑収益	6,073,613	3,826,500	4,605,980
受取利息	492	572	534
雑収益	6,073,121	3,825,928	4,605,446
経常収益計	125,944,033	123,561,895	121,358,238
(2) 経常費用			
①事業費	112,902,002	111,652,710	109,403,060
給料手当	14,438,364	14,138,783	14,446,251
賞与引当金繰入額	273,581	397,469	420,789
福利厚生費	2,606,452	2,787,872	2,593,630
諸謝金	0	5,000	0
旅費交通費	152,980	67,402	0
消耗品費	969,143	482,435	577,017
燃料費	28,921	22,916	21,502
光熱水費	175,450	175,352	183,416
食糧費	3,494,030	1,832,074	0
印刷製本費	4,059,057	3,909,502	4,631,605
通信運搬費	2,304,212	2,210,678	2,104,096
手数料	813,755	853,034	818,763
保険料	5,200	0	0
共済保険掛金	15,236,606	15,223,054	15,227,597
共済給付金	39,449,000	41,997,000	38,301,000
委託料	2,826,945	1,554,563	1,500,125
賃借料	2,679,069	2,769,266	2,686,907
負担金	291,061	270,320	250,800
補助金	23,083,176	22,955,990	25,639,562
預託金	15,000	0	0

②管理費	11,361,136	11,034,333	11,771,384
給料手当	7,295,269	7,191,957	7,660,039
賞与引当金繰入額	137,819	202,031	223,111
福利厚生費	1,313,025	1,276,082	1,375,199
旅費交通費	123,160	95,718	21,000
消耗品費	251,547	121,176	321,956
光熱水費	86,029	80,282	81,774
印刷製本費	37,530	8,802	1,265
会議費	244,450	240,925	164,890
通信運搬費	94,313	241,304	275,053
手数料	47,476	53,128	55,280
保険料	53,220	53,370	54,610
修繕費	0	13,420	0
委託料	249,436	56,680	195,362
賃借料	1,112,783	1,078,378	1,038,945
負担金	244,079	240,880	231,900
租税公課	71,000	71,200	71,000
雑費	0	9,000	0
經常費用計	124,263,138	122,687,043	121,174,444
当期經常増減額	1,680,895	874,852	183,794
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,680,895	874,852	183,794
一般正味財産期首残高	128,582,451	130,263,346	131,138,198
一般正味財産期末残高	130,263,346	131,138,198	131,321,992
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	130,263,346	131,138,198	131,321,992

第5 監査の結果

出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事項は、次のとおりである。

1 給付金の認定について

共済金給付要綱では、給付金の請求は給付事由の発生の日から2年以内に行うものとされているが、給付請求書に記載された請求日や受付印押印日が事由発生から2年を超えていた事例があった。

これらは、会員事業所から事前連絡があった場合に、やむを得ないケースとして受理しているものであるが、要綱に基づき適正な給付認定事務を行うとともに、時効に関する規定の周知をより徹底されたい。

【共済会】

第6 意見

書類監査及び関係職員の説明聴取を通して、検討を要する事項等について、次のとおり意見を添える。

1 共済会の財務状況について

令和2年度末の一般正味財産は131,321,992円で、令和2年度の経常費用121,174,444円を上回る内部留保があることから、健全な財務状況であるといえる。

なお、一般正味財産が増え続ける場合は、受取会費との比較で会員への還元が不足しているとの判断になるので、一般正味財産が適切な規模となるよう留意されたい。

【共済会】

2 長野市補助金について

共済会は、中小企業に働く勤労者の福利厚生と経済的・社会的地位の向上及び福祉の向上を図る目的で、運営費補助として、市から年額2,000万円の補助金の交付を受けている。

平成20年度に市の包括外部監査で、当時年額2,500万円の補助金が当期収入額の23.9パーセントを占めていたことから、補助額の逡減と会費の引上げを検討するよう意見があり、平成26年度に会費を月額300円から現在の月額450円に引上げ、補助金額も年額2,000万円に減額された。

見直しにより、令和2年度の当期収入額のうち補助金は16.5パーセント、受取会費は

73.5パーセントとなっており、当期収入額に占める補助金額及び割合は大幅に減少している。

今後も引き続き加入者負担である会費と市からの補助金の割合等の妥当性を検証し、自立的な経営の維持に努められたい。

【共済会】

3 共済給付金の定期的な見直しについて

在職中の生活安定に係る事業である共済給付金は、会員の結婚、出産、子どもの小学校入学時等に給付する祝金や、会員本人や親等の死亡時に給付する死亡弔慰金などがある。

親の死亡に係る弔慰金は1件当たり10,000円で、令和2年度の共済給付金は5,950,000円（共済給付金全体の15.5パーセント）、一方、会員の子どもの小学校入学、中学校卒業に係る祝金はそれぞれ1件当たり5,000円で、令和2年度の共済給付金は3,575,000円（同9.3パーセント）である。

子どもの入学、卒業に係る祝金は、少子化により給付件数の減少が見込まれるとともに、これから学費などの生活費が掛かる場面での給付であり、より給付の効果が大きいと思われるため、今後の給付件数の推移を勘案して、給付単価の引上げ等を検討されたい。

また、現状の共済金給付では、事実婚の場合の給付（配偶者の死亡弔慰金、結婚祝金など）が認められていないが、遺族年金の受給、健康保険の被扶養者、市営住宅の入居、不妊治療費の助成などにおいて、事実婚の場合にも適用が拡大される状況となっている。

このため、本共済給付事業における見直しの必要性や給付の際の確認方法などについて検討されたい。

共済会では、平成26年度に給付金の全面的な見直しを行っているが、会員のニーズを把握し、今後も定期的な見直しを行われたい。

【共済会】

4 加入促進について

共済会の会員企業数は近年減少傾向であるが、会員数は正規雇用以外のパート社員などの加入促進により微増している。

令和2年度末の市内の中小企業数は17,038事業所、中小企業雇用者数は146,909人であり、共済会の会員企業数は1,484事業所、会員数は16,540人である（市内の中小企業数及び中小企業雇用者数は、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉センター推計値）。

共済会への加入率は、単純計算では事業所数で8.7パーセント、雇用者数で11.3パーセントにとどまっているが、独自の福利厚生制度を導入している事業所や家族のみの事

業所を除いた実質的な対象事業所の数は不明であることから、商工労働課と共済会が連携して、新たに共済会に加入する可能性がある事業所がどの程度あるのか把握した上で、対象事業所の規模や特性に応じた効果的な加入促進の取組を行われたい。

また、共済会の会員は、従業員 300人以下の事業所と定めているが、300人を超えた場合でも、共済会事業に関する規則に基づき、理事長が認めた場合は特例として会員事業所としており、現在、3事業所がこれに該当する（社会福祉法人長野市社会事業協会、社会福祉法人長野市社会福祉協議会、地方独立行政法人長野市民病院）。

それぞれの事業所は、入会当初は従業員数が 300人以下であったが、その後 300人を超えた以降も継続的に会員として認められてきたものと思われるが、特例規定の適用については、従業員数が年度により 300人を前後するような一時的な場合に限るのが適当と思われる。

当該 3事業所は従業員数が恒常的に 300人を超えており、特例規定を適用することは適切ではないため、共済会の設立目的を踏まえ、会員資格の範囲やその運用方法について見直しをされたい。

【共済会・商工労働課】

